

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

出産予定日の6か月前から手続きができますので、お住いの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### 会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（又は第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住いの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### マイナポータルを利用した国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予、学生納付特例及び産前産後免除の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のHPをご覧ください。

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)

国民年金のご相談・お手続きについては、むつ年金事務所(☎0175-22-4947)または東通村住民課(☎0175-33-2135)までお問い合わせください。

### 5月の夜間納税相談・納付窓口開設のご案内

下記の日程で夜間の納税相談・納付窓口を開設いたします。

仕事などで日中に税金の納付や相談が難しい方は、ぜひご利用ください。

○納税相談・納付窓口	東通村役場 税務課	※庁舎正面玄関からお入りください。
○日 時	5月 7日（木）	17時～20時
	5月13日（水）	17時～20時
○問 合 せ 先	東通村税務課 税務グループ	☎0175-33-2134（直通）

※納税相談や、納付連絡のない滞納者については、差押え・公売等の滞納整理や税金の徴収を専門に行う「青森県市町村税滞納整理機構」へ移管する場合がありますので、適正な納税をお願いいたします。